定年前後の Q&A

2024 年 秋 社会保険労務士 大岡 孝之

<老齢年金の手続き、給料との関係>

「年金を受けとるための手続きはどうしたらいい?」

「働き続けてお給料がどれくらいだと年金がカットされるの?」

「今からでも年金を増やす方法はある?」

「若い時の国民年金の未納は今から納めることができるのか?」

「年金を早く手続きすると減らされると知り合いが言っていたけど、ホント?」

<雇用保険の手続き、年金との関係>

「退職したらハローワークでの手続きはどうしたら?」 「失業手当を受け取ると年金はストップされるの?」

<健康保険の選択、手続き>

「退職したら健康保険の手続きはどうしたらいいの?」 「再就職の場合は、国保に入らずに会社で社会保険に入ったほうがいい?」 「国保は高いというけどどういう計算なの?」

く税金について>

「退職したら確定申告しないといけない?」 「退職後の住民税が高いってホント?」

≪公的保険、退職前後でどう変わるか?≫

▼ 退職後は全て自分で手続が必要に

年 金 : 受給開始年齢で受給のための請求手続きを

健康保険 : 会社の健康保険は抜けて、自分で選択して加入の手続きを

雇用保険 : 基本手当を受給するためにハローワークで手続きを

税 金 : 自分で確定申告が必要に

▼ 定年後も多様な生活パターンがあるなか、制度とかしこく向き合う

	完全に退職	パートで 再就職・再雇用	「社会保険適用」で 再就職・再雇用	フリーランスで 働く
厚生年金	なし	なし	再加入(70 歳まで)	なし
健康保険	なし→国保へ *任意継続や扶養あり	なし→国保へ *任意継続や扶養あり	再加入(75 歳まで)	なし→国保へ *任意継続や扶養あり
雇用保険	なし 基本手当受給	適用あり (週 20h 未満=なし)	適用あり	なし
労災保険	なし	適用あり	適用あり	なし

- ・ 定年で完全に引退するのであればシンプル
- 定年後もなんらかの形で働き続ける人が増え続けている平均寿命が伸びる 一方で少子化が予想以上のペースで進む
 - → 年金の受給開始年齢が引き下げ
 - → 会社での定年制の引き下げ、雇用継続制度の導入
- 「社会保険の適用拡大」

今までは、"週30時間以上で社会保険に加入"

- → すでに 101 人以上の企業では"週 20 時間以上"で社会保険加入
 - → 2024 年 10 月から 51 人以上、と適用範囲を拡大する予定
 - → 今後さらに、適用範囲を拡大する予定
- 65 歳や 70 歳でも働き続ける人が社会的に多数に
- 働き続ける上で、社会保険に加入するかしないかのメリット・デメリットをしっかり つかんでおくことが大切

保険料負担はどちらが有利か? 扶養家族の有無厚生年金の受給額はどの程度増やせるか? 傷病手当金の有無、など

・ 家族の有無、貯金、自身の健康状態、仕事のやりがい、等を条件として、何歳までどの程度働くのか、年金をどう受給するのか「第2の人生設計」を

≪年 金≫

- (1) 年金を受給するための手続きの方法
 - (2) 加給年金・振替加算について
 - (3) 繰り上げ・繰り下げについて
 - (4) 在職中の給与との調整について
 - (5) 雇用保険との関係について
 - (6) 困ったときの相談先
 - (7) おまけ…他に知っておきたい 年金の豆知識

(1)年金を受給するための手続きの方法

① 公的年金のしくみ「2階建て」

↓ねんきん定期便



▼「特別支給の老齢厚生年金」がある人

- 男性 昭和36年4月1日以前生まれ 女性 昭和41年4月1日以前生まれ生年月日によって受給開始年齢が違う
- 年金受給は、まず「特別支給」を受給
 - → 65歳の老齢厚生+基礎年金の受給へ
- ▼上記の日付以降の生まれはすべて 65 歳から
 - 「特別支給」がなく、
 - 65歳の老齢厚生+基礎年金の受給
- ▼ 老齢厚生年金とは
 - 「報酬比例」

厚生年金加入中の給料 × 加入月数

• 「経過的加算」

20歳前、60歳以降の厚生年金加入期間

- ▼ 老齢基礎年金とは
 - 国民年金 20歳から60歳で強制加入
 - ・ 40年=480月の保険料すべて納付で年額約80万円。学生時代などで未納や免除があるとその分が 減額(1年分の未納で約2万円、など)
 - ・20歳から60歳の間で厚生年金加入期間は国民年金の「2号被保険者」として老齢基礎年金に反映

②「特別支給の老齢厚生年金」の請求

▼ 年金をもらう年齢の誕生月の約3ヶ月前に、 「老齢給付年金請求書」 が郵送で届く

「老齢給付年金請求書」に必要事項を記入し、 必要書類をそろえる

予約をして年金事務所に提出。郵送もOK

注意!! → 請求書の提出は <u>"誕生日の前</u>日"以降

約1~2カ月後に「年金証書」が送付される



約2~3月後から年金受け取り開始 偶数月の15日(休業日の場合は前営業日)に2カ月分の年金が支給される

請求に必要な添付書類

- □ 年金手帳・年金証書(請求者、配偶者のもの)
- ☑ 雇用保険被保険者証(コピー)
- ☑ 戸籍謄本 □ 住民票(世帯全員・全項記載) □ 非課税証明書または課税証明書
- ☑ 年金振込先の銀行口座の通帳 □ マイナンバーカード、など
 - ※ 住民票、所得証明書はマイナンバー登録済み、もしくはマイナンバーを記載することで省略 が可能。 ただし戸籍は省略できない
 - ※ 単身者、もしくは厚生年金の加入期間が夫婦ともに 20 年未満の人は戸籍も不要
 - ※ 夫婦で住民票上の住所が別、もしくは年収850万円以上などの場合は必要書類を確認

注意!! →「あとから請求すれば、年金額が増やせるのでは?」 「早くもらうと65歳からの年金が減ってしまうのでは?」

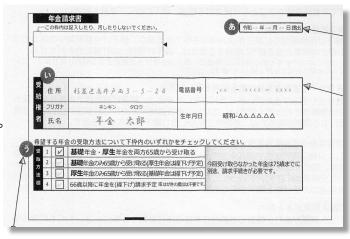
> ・65 歳前の「特別支給の老齢厚生年金」は「繰り下げ」制度はない、 後から請求しても受け取る金額は変わらないので、早めに請求を ・ただし受給開始年齢前の「繰り上げ」では年金は減額 → (3)へ

▼ 65 歳からの年金の請求の手続き

「年金請求書」= "65歳時請求ハガキ"を ポストに投函するかしないか、だけ。

65歳の誕生月に日本年金機構から郵送される。 ハガキを出さないと一旦支給が止められるので 注意。

「繰り下げ」する場合は → 6pへ



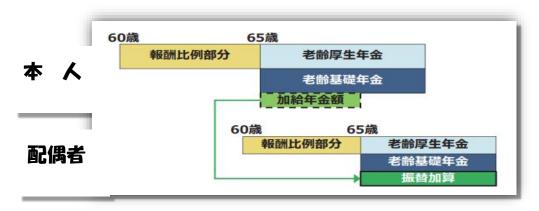
③ 受給開始年齢が65歳の場合の手続き

- ▼ 年金をもらう年齢の誕生月の約3ヶ月前、「老齢給付年金請求書」が郵送で届く
 - ・ 繰り下げせずに普通に 65 歳から受給する場合は請求書を提出する 提出方法、必要書類などは②と同様
 - 「繰り下げ」する場合 → 6pへ

(2) 加給年金と振替加算

① 加給年金

- ▼ 加給年金 = 年額約 40 万円
 - ・ 厚生年金加入が 20 年以上で、自分が 65 歳になった時に年下の配偶者がいる場合に加算 配偶者が 65 歳になるまで、もしくは配偶者が厚生年金 20 年以上の時はその年金受給まで
 - ・「生計維持関係」=婚姻関係(事実婚を含む)、生計同一、配偶者の年収が850万円未満
 - 65 歳からの厚生年金を繰り下げしていると受給できないし、増えもしない



② 振替加算

▼「本人」に加給年金がついていた場合、「配偶者」が 65 歳になると加給年金がなくなり、「配偶者」 の老齢基礎年金に振替加算が加算される。金額は生年月日によって変わる

昭和 35 年 4 月 2 日~昭和 36 年 4 月 1 日までの生年月日 → 年額で約 2.1 万円 昭和 36 年 4 月 2 日~昭和 41 年 4 月 1 日までの生年月日 → 年額で約 1.5 万円 昭和 41 年 4 月 2 日生まれの人から加算なし

「配偶者」の厚生年金の加入期間が20年以上の場合は振替加算はつかない

- ▼ 「本人」が**年下の**場合は、「本人」が 65 歳になった時点で「配偶者」に振替加算がつく
 - ・ その時点以降で、「国民年金 老齢基礎年金額加算開始事由該当届」を年金事務所に提出。 戸籍謄本を添付する。

③ キーワードは「厚生年金 20 年加入」

- ▼65 歳の時点で厚生年金が 20 年なくても、毎年 9 月の「在職時改定」で加入月数が増える
 - → 加給年金がつくケースだと非常に有利
 - → 振替加算をもらっている場合だと、加入月数が改定された時点で振替加算がなくなるケー スもあるので注意を

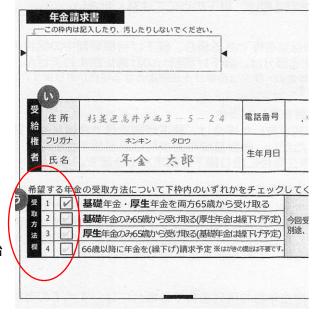
(3) 繰り上げ・繰り下げについて

- ① 「繰り上げ」 = 特別支給の厚生年金や65歳からの基礎年金を前もって受給
- ▼ 1ヶ月あたり0.5%減額

1 年間の繰り上げだと、12ヶ月×0.5%=6%の減額
 厚生年金と基礎年金とセット(どちらかだけ繰り上げ、はできない)
 例)"63歳から厚年、65歳から基礎"の人が60歳から繰り上げ
 → 厚年は3年繰り上げで18%減、基礎は5年繰り上げで30%減

*法改正 → 2022 年 4 月から 0.5%が 0.4%に (昭和 37 年 4 月 2 日以降の生まれ対象)

- ▼ 繰り上げの請求は 60 歳~65 歳までの間であれば<u>月単位でいつでも可能</u>
- ▼ 手続きは、年金事務所で「**老齢年金 繰り上げ請求書」**を提出(振り込みは 2~3ヶ月後)
- ▼ 繰り上げのデメリット
 - → 障害年金の請求が難しくなる、撤回できないこと、減額は一生変わらない、など 総受給額は大体 75歳~76歳で逆転(37年4月1日以降の生まれだと 79歳~80歳)
- ▼ <u>加給年金や振替加算は繰り上げしても65歳から</u>しかもらえない。
- ②「繰り下げ」 = 65歳からの老齢年金を後から受け取ることで増やす
- ▼ 65 歳から受給せずに、66 歳以降に繰り下げることで1ヶ月あたり0.7%増額 1 年繰り下げで8.4%増額、5 年で42%増額、10 年で84%増額 厚生(共済)年金と基礎年金、両方でも、どちらかだけの繰り下げでも可能
- ▼ 65歳からの年金のもらい方の4つの方法
 - (a) 老齢基礎年金、老齢厚生を 65 歳からもらう→ 受取方法の「1」にチェックにして投函
 - b) 基礎は受給する、厚生は繰り下げする
 - → 受取方法の「2」にチェックにして投函
 - c) 厚生は受給する、基礎は繰り下げする
 - → 受取方法の「3」にチェックにして投函
 - d) 両方ともすぐにもらわず繰り下げする
 - → はがきの提出不要(75歳までの自分が 希望する時までに請求手続きを)
- ・「特別支給の老齢厚生年金」がない=受給開始 年齢が 65 歳の人の場合
 - a) 老齢基礎年金、老齢厚生を 65 歳からもらう
 - → 老齢年金請求書(A4版)を提出
 - b)c) 基礎か厚生かのどちらかをもらって、どちらかを繰り下げする場合
 - → 老齢年金請求書(A4版)を提出する際、「繰り下げ意思確認書」で意思表示
 - d) 両方ともすぐにもらわず繰り下げする
 - → 老齢年金請求書(A4版)を提出しない



▼ 繰り下げした年金を受給したい時が来たら年金事務所で「**老齢年金 繰り下げ請求書」**を提出 1ヶ月単位で請求は可能

「繰り下げ」で受給するのか、65歳の時からの(通常の金額の)年金をさかのぼってまとめてもらうのかを選択することが可能

- ▼ 70 歳繰り下げ → 82 歳~83 歳くらいで総受給額が逆転 75 歳繰り下げ → 87 歳~88 歳くらいで "
- ▼ <u>配偶者加給年金、振替加算は繰り下げの効果は全くない(ただその間停止されてしまい、増え</u> ることもない)ので注意
- ▼ 年金額が増える分、**所得税、住民税、介護保険料などが増える可能性**もあり

<u>* 法改正 → 2022 年 4 月から最大 75 歳まで繰り下げ可能に(84%増)</u> (昭和 27 年 4 月 2 日以降の生まれ対象)

(4) 在職中の給与との調整について

- **厚生年金に加入しながら**(*)働いていると、**老齢厚生年金**が減額される場合がある
 - * パートなどで厚生年金に加入しない場合や自営業などの場合は、どんな に収入があっても、年金の減額は一切なく満額受給できる
 - * 減額される対象は老齢厚生年金のみ(老齢基礎、障害、遺族は無関係)
- ① 年金減額の仕組み
 - ・ < <u>老齢厚生年金の月額</u>> と <給与+直前1年分の賞与の 12 分の1> との合計が、 50 万円を超えると、超えた額の2分の1が老齢厚生年金から減額される

老齢厚生年金 給与 (標準 直前 1 年分の の月額 報酬月額) 賞与の 1/12

減額 (月額) = { (万円) + (万円) + (万円) — <u>50万円</u>} × 1/2

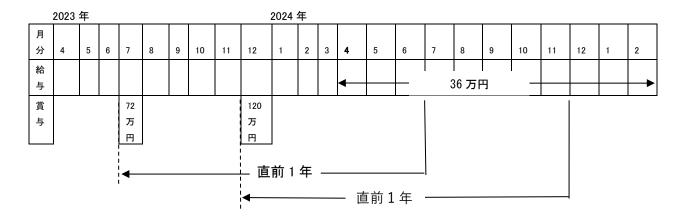
< 具体的な計算事例 >

厚生年金 : 年額 120 万円 = 月額 10 万円 給 料 : 36 万円 (標準報酬月額)

賞 与: 前年 2023 年の 7 月に 72 万円、12 月に 120 万円、それ以降支給なし

該当月 (2022 年)	①年金 月額	②総報酬月額相当額 (標準報酬月額+賞与の 1/12)	③支給停止額 (①+②—50 万円) ×1/2	④ 老齡厚生年金 支給月額
4~6月	10 万円	36 万円+(72 万円+120 万円)×1/12=52 万円	6 万円	4 万円
7~11 月	10 万円	36 万円+120 万円×1/12=46 万円	3 万円	7 万円
12 月以降	10 万円	36 万円	0 (停止なし)	10 万円

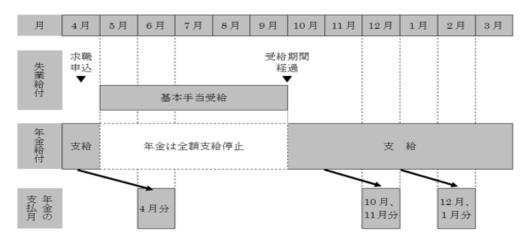
* その月以前1年間に支給された賞与の12分の1とは?



- ▼ 70歳になると厚生年金は抜けるが、在職支給停止の仕組みは残る
- ▼ 本人の届け出などは一切不要 会社の届け出た給与・賞与のデータによって年金額は自動計算されるため

(5) 雇用保険との関係について

- ▼ 退職して雇用保険の「基本手当」を受けている間、60歳~65歳までの特別支給の老齢厚生 <u>年金</u>は停止される。65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金、また、障害年金や遺族年金は 支給停止されない。
- ▼ ハローワークで<u>求職の申し込みをした翌月分</u>から年金が支給停止され、「<u>基本手当」を受給し</u> 終わった翌月分から再開される(年金は後払いなので支払い月がずれることに注意!)。



▼ 本人からの届け出は不要

基本手当を受給するまでに「給付制限期間」があっても、その間は年金はストップする 受給期間満了後、もしくは再就職後にその期間分の年金が支払われる(「事後精算」)

▼ 65歳からの厚生年金は「基本手当」を受給しても両方とももらえる

65 歳の誕生日の前々日までに離職すれば<u>「基本手当」</u>、それ以降だと<u>「高年齢求職者給</u>付金」という一時金、いずれも65歳からの年金の停止はなし

▼ 雇用保険からの「高年齢雇用継続給付」を受けると、厚生年金が一部停止 → 15pへ

(6) 困ったときの相談先

▼ 年金関係の相談窓口

厚生年金・国民年金・・・ 最寄りの年金事務所、年金相談センター

共済年金 ・・ 加入していた共済組合、または年金事務所 厚生年金基金 ・・ 加入していた基金、または企業年金連合会

▼ 電話での年金相談 → 「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165 対面相談の予約 → 「予約受付専用ダイヤル」 0570-05-4890

電話するときは手元に年金手帳や「ねんきん定期便」など 基礎年金番号 が分かるものを準備してから電話を

▼ 厚生年金基金の請求について

- ・ 基金がすでに解散している場合、もしくは加入期間が 10 年未満の場合は**企業年金連合会**で 記録が管理され、年金もここから支払われる。
- ・ 年金支給開始年齢の1ヶ月前に、「企業年金連合会老齢年金裁定請求書」が届く。請求書に住民 票、振込先の通帳のコピーなどを同封して返送する(郵送のみ)。

企業年金連合会 → № 0570-02-2666

(7) おまけ…他に知っておきたい 年金の豆知識

- ① 今からでも年金を増やす方法
- ▼ 年金の受給額の確認の方法
 - ①、「ねんきん定期便」
 - 在職の場合の停止額は分からない。加給年金や振替加算がない。
 - ②、「ねんきんネット」 https://www.nenkin.go.jp/n_net/
 - ・ 勤務条件や繰り上げ・繰り下げなどの条件を自分で入力して見込額を試算できる。加給・ 振替はつかない。
 - ・ 利用登録が必要 「ねんきん定期便」に載っているアクセスキーを使う
 - ③、「公的年金シュミレーター」 https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/
 - ・「ねんきん定期便」の2次元コードを読み込むと自分の加入記録にもとづいた簡易試算ができる。加給・振替はつかない。
 - ④、年金事務所(年金相談センター)で対面相談
 - 電話で予約をとることが必要。
 - 記録の確認や試算条件をこまかくつけての試算が可能。

- ▼ 老齢年金の金額の計算方法
 - ・ 老齢厚生年金 → "厚生年金の加入月数"と"報酬の平均額"とのかけあわせ
 - 老齢基礎年金 → 20 歳から60 歳まで全て保険料を払って満額 816,000 円×(納付月数/480 月) = 年額
 - * 年金を増やす方法
 - ・ 繰り下げ制度を活用すること → 6p~7p
 - 再雇用で厚生年金加入すること、高い給料をもらうこと
 - 例) 20 万円の標準報酬で 5 年間働く → 年額 15 万円強増やせる 30 万円の " → 年額 22 万円強
 - *厚生年金加入が40年に達すると増え方が半分以下になるので注意
 - 60 歳~65 歳の国民年金(+付加年金)の任意加入制度の活用 * 付加年金=月 400 円の上乗せで 2 年で元がとれる
 - 国民年金の保険料をきちんと納付すること、免除制度の活用
 - ▼ 「マクロ経済スライド」と賃金連動 → 将来的には今よりも年金は実質目減りに
 - ・ 年金財政の基本

保険料収入 + 公費(税金) = 年金支出総額

- ・ 年金は物価・賃金連動で実質価値を維持してきた = 「物価スライド」
- ・ 予想以上の少子高齢化の進展で、長期的な年金財政の維持のために「マクロ経済スライド」が導入された

"少子化" = 現役世代からの保険料収入の減少

"高齢化" = 年金支出の増大

- ▼ 年金を減らせないためにはどうしたらいいか?
 - ・ 安定した雇用と高賃金こそ、現在と将来の年金額の一番の保障
 - 現役世代が安心して子育てできる社会、子どもが未来の希望を持てる社会を
 - 「働き方」と「税金の使い方」の根本的な転換が必要

② 「つみたて NISA」「iDeCo」などについて いわゆる「私的年金」

・岸田政権での「資産所得倍増プラン」の目玉としての「つみたて NISA」「iDeCo」 「貯蓄から投資へ」 投資経験者・家計での投資額を倍に、いずれは資産運用収入も倍に

·「つみたて NISA」=少額投資非課税制度 「iDeCo」=個人型確定拠出年金

	つみたて NISA	iDeCo	
購入商品	投資信託	投資信託、定期預金、保険	
お金の引出し	いつでも可能	原則60歳までできない	
節税効果	年額 120 万円の非課税投資 枠、運用益が非課税に	積立時、運用時、受取時 それぞれに節税効果あり	
手数料	なし	加入時、運用時、受取時に 手数料が発生	

公的年金は受け取れる年金額がある程度定まっている(=確定給付)が、「NISA」「iDeCo」は個人が拠出した資金の運用の成績次第で将来受け取れる年金額が変わってくる(=確定拠出)

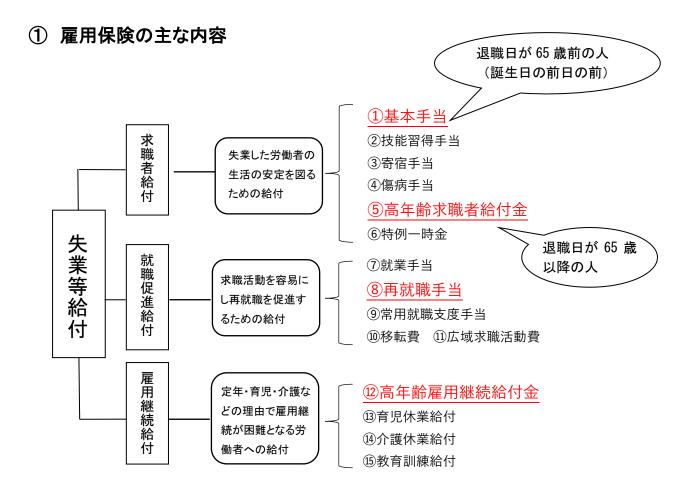
• 投資信託で「長期」+「積立」+「分散」の資産運用

積み立てた掛金が税金の所得控除の対象になるので節税になる、 通常 20%でかかる投資信託の運用益への税金が非課税になる、など有利な側面も

金融商品なので、もちろん元本割れのリスクがある。
公的年金、医療介護などの公的な社会保障にとってかわるものでは決してない

《雇用保険》

- (1) 「基本手当」などの受給の手続きについて
 - (2) 高年齢雇用継続給付金について
 - (3) 困ったときの相談先
- (1) 「基本手当」「高年齢求職者給付金」の受給の手続きについて



② 基本手当をもらうための二つの条件

a) 雇用保険の加入期間

退職日からさかのぼって2年間に「被保険者期間」が 12ヶ月以上あること 「被保険者期間」=賃金を支払われた日が 11 日以上ある月 または労働時間数が 80 時間以上ある月 倒産や解雇の場合は 1 年以内に「被保険者期間」が 6ヶ月以上

b) 就職する意思と能力があり積極的に求職活動を行っていること

③ 基本手当の金額の計算方法 (金額は離職時に60歳~65歳未満)

直前6ヶ月の給与総額(賞与含めない)
(円)÷ 180 = 賃金日額

賃金日額	人 給付率 =	基本手当日額
2,746 円~ 5,110 円	80%	2,196 円 ~ 4,087 円
5,110 円~11,300 円	80%~45%	4,088 円 ~ 5,085 円
11,300 円~16,210 円	45%	5,085 円 ~ 7,294 円
16,210 円~	_	7,294 円(上限額)

▼ 所定給付日数(基本手当が支給される日数) <

・定年・自己都合等の事由による離職者

被保険者期間 年齢		10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上			
65 歳未満		90 日	120 日	150 日			
就職	45 歳未満	300 日					
困難者	45 歳~65 歳未満	360 日					

・倒産・解雇等により、離職を余儀なくされた退職者

被保険者期間年齢	1 年	1年以上	5年以上	10 年以上	20 年以上
780	未満	5年未満	10 年未満	20 年未満	
30 歳未満		90 日	120 日	180 日	l
30 歳以上 35 歳未満		120 日	100 🗆	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満	90 日	150 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

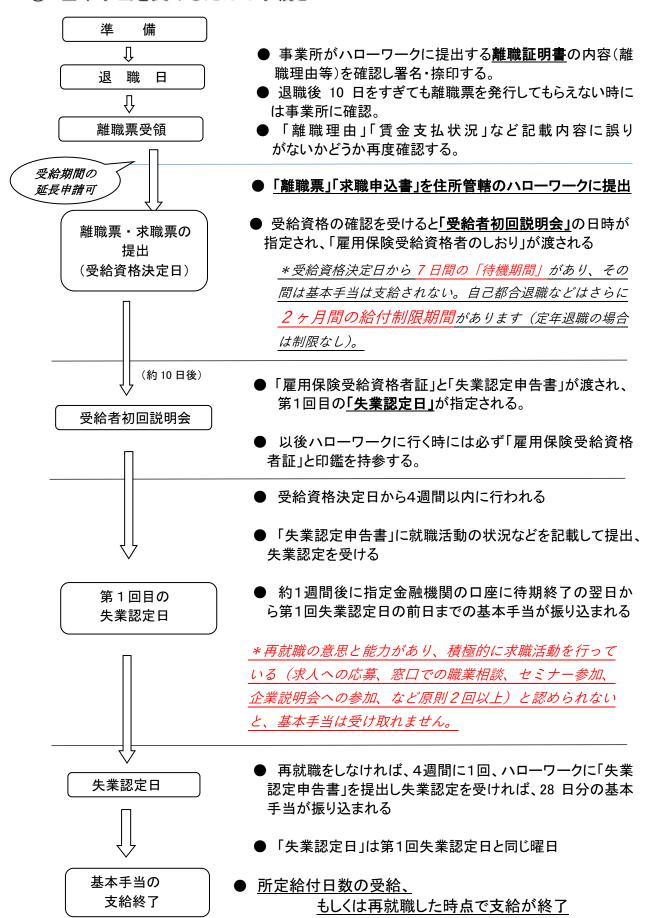
- ▼ 基本手当が受給できるのは原則、「受給期間」(離職した日の翌日から1年)以内のみ。なので、 退職後にすぐに手続きすることが一番のポイント
 - * ただし、受給期間の延長も可能
 - ① 病気、育児・介護などで引き続き30日以上働くことができない場合
 - · <u>その日数の範囲内(最大3年プラス)</u>
 - 延長手続きは、その事情に該当した時に早めに
 - ② 定年退職の場合
 - ・ 1 年の範囲内でプラス
 - ・ 延長手続きは、離職日の翌日から2ヶ月以内
 - ③ 事業(30日以上の期間)を開始した等の場合
 - ・ 事業の実施期間の範囲内(最大3年プラス)
 - ・ 延長手続きは、事業を開始等した日の翌日から2ヶ月以内

_	由軸	12	: 曲 ≠:	·圭粨
•	B 3 3 3	'I. <i>IV</i>	\ =	ᆂᄯ

□離職票 I·Ⅱ □雇用保険被保険者証 □写真1枚(縦3cm 横 2.5cm 上半身)

□印鑑(認印可) □運転免許証 □マイナンバーカードなど

④ 基本手当を受けるための手続き



⑤ 再就職手当について

- ・早期に再就職できた場合に残日数に応じて受給できる手当 1年をこえて勤務することが確実であること *自営で事業を開始した場合なども含まれる 再就職した日の翌日から1ヶ月以内に手続きが必要
- ・ 所定給付日数の 3 分の 2 以上残した → 残日数の <u>70%</u>の額 3 分の 1 以上残した → 残日数の 60%の額

例)基本手当日額 5,000 円、所定給付日数 150 日の人が 残日数 120 日で再就職 → 120 日×0.7×5,000 円=42 万円 残日数 60 日で再就職 → 60 日×0.6×5,000 円=18 万円

⑥ 高年齢求職者給付金について

• 65 歳(誕生日の前日)過ぎて退職した場合や、その後に再就職して再び離職した時に受け取れる一時金。離職直前1年の間に6ヶ月以上の雇用保険の「被保険者期間」が必要。

離職以前の被保険者期間が 1 年未満 → 基本手当日額の 30 日分 1 年以上 → 基本手当日額の 50 日分

手続きは、基本手当受給のための最初の手続きと基本的に同様。

求職の申し込みをハローワークで行う。その後、<u>待機期間(7 日間)</u>や、<u>離職事由による給付制限期間(2 ヶ月)</u>あり。指定された<u>失業認定日にハローワークに行き、</u>その場で失業認定を受けて受給する。

受給期間=1年間も同様なので、失業認定日からの残日数が 50日(30日)未満だと受け取れない日数が発生する可能性があるため、手続きは早めにおこなうことが必要。

* 失業認定日前に再就職が決まった場合は、再就職前にハローワークで申請すればその日が失業認定日と変更されて給付金が支給。もし再就職後に申請すると支給されない。

(2) 高年齢雇用継続給付金について

① 高年齢雇用継続給付の概要

- ▼ 雇用保険の被保険者であった期間が 5 年以上の人、60 歳以上で再雇用や労働条件の変更などで、60歳時点の賃金に比較して、75%未満に給与が下がった時に、雇用保険から支給される給付金
- ▼ 手続きは原則事業主が行う 指定口座に2ヶ月毎に振り込まれる
- ▼ 60 歳到達月から 65 歳到達月までの間で受給できる

② 高年齢雇用継続給付の支給額

新賃金 × 低下率に応じた支給率 = 給付金支給額

早見表を参照

新賃金が61%未満で、その15%が給付金として支給される

*ただし、新賃金が 360,584 円を超える場合は支給なし 新賃金と継続給付の合計が 360,584 円を上回るときは 360,584 円 から新賃金をさし引いた金額が継続給付となります。

③ 雇用継続給付を受けると老齢厚生年金の方が一部減額される

標準報酬月額 × 年金停止率 = 年金調整額

■ 雇用継続給付の支給率の4割

◆ 雇用継続給付支給率および年金停止率の早見表

	賃金割合	61%未満	62.5%	65.0%	67.5%	70.0%	72.5%	75%以上
Ī	雇用支給率	15.0%	13.1%	10.1%	7.3%	4.7%	2.3%	0.0%
	年金停止率	6.0%	5.2%	4.0%	2.9%	1.9%	0.9%	0.0%

<事例1> 60 歳時の賃金:400,000 円 → 新賃金:240,000 円

低下率:60% ⇒ 雇用支給率:15.0% 年金停止率:6%

高年齢雇用継続給付: 240,000 円 × 0.15 = <u>36,000 円</u> 年金支給停止額: 240,000 円 × 0.06 = <u>14,400 円</u> 例えば、年金が月額6万円とすると -14,400 円=45,600 円

⇒ 賃金 + 雇用継続給付 + 年金 = 321,600 円

<事例2> 60歳時の賃金:400,000円 → 新賃金:260,000円

低下率:65 % ⇒ 雇用支給率:10.1% 年金停止率:4%

高年齢雇用継続給付: 260,000 円 × 0.101 = <u>26,260 円</u> 年 金 支 給 停 止 額: 260,000 円 × 0.04 = <u>10,400 円</u> 年金が月額 6 万円とすると -10,400 円=<u>49,600 円</u>

⇒ 賃金 + 雇用継続給付 + 年金 = 346,260 円

(3) 困ったときの相談先

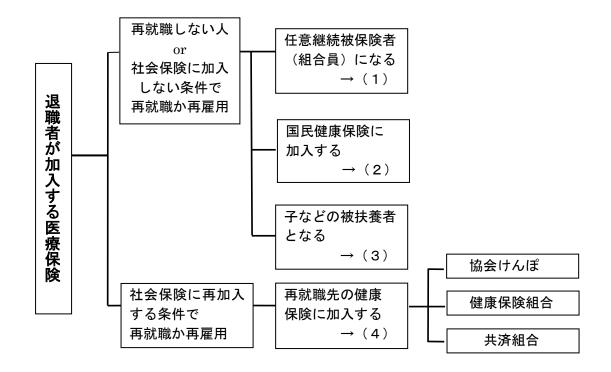
・ 求職の申し込みなどの手続き → 住所地の管轄のハローワーク

自分の住所がどこの管轄になるのか調べるには、 「ハローワーク 住所管轄 〇〇区(〇〇市)」などと検索するとヒットする

ただし、職業相談や求職情報の検索、求人への申し込みなどは管轄にかかわらず可能

《健康保険》

- ▼「健康保険」のおおもとの仕組み
- 日本は「国民皆保険」
- 健康保険制度は大きく分けて3つある
 - ① 会社(公務員)の健康保険(協会けんぽ・健保組合・共済組合)
 - ② 国民健康保険 (いわゆる「国保」)
 - ③ 後期高齢者医療保険
 - → 給付の内容は基本的に変わらないが、保険料などは全然違う金額になる
- ・ 会社の健康保険は手続きも保険料納付も会社がやるが、国保や後期高齢者医療保険は加入などの手続き、保険料の納付は区・市役所にたいして自分で行う(保険料は年金から天引き)
- - *加入の要件 → 正社員と比較しての労働日労働時間の長さが要件 「4分の3要件」と「2分の1要件」 2024 年 10 月から 50 人以上の事業所が適用、さらに拡大予定
 - *「扶養」→ 配偶者や家族の保険料負担がゼロに
 - *厚生年金 → 加入で年金を増やせる



(1) 任意継続被保険者になる

- ▼ 退職後もそれまで加入していた健康保険(協会けんぽ、健保組合)に、**2年間の期限付き** で引き続き個人で加入する仕組み。
- ▼ 保険料の決め方。事業主負担がなくなるので、全額自己負担(退職時の標準報酬月額を <u>もとに計算)</u>となる。ただし上限がさだめられている(東京の「協会けんぽ」で 65 歳未満で月 額 35,460 円)。それまでの所得によっては、国民健康保険に加入するより安い保険料で済む 場合もあるが、原則、2年間は途中で脱退ができない点に注意。
- ▼ 今まで家族を扶養にしていた場合、**引き続き扶養に入れられれば**保険料はその分安くなる。 「被扶養者届」を出す際に必要書類は同居か別居か、などで変わってくるのであらかじめ確認を。健康保険組合によっては任意継続被保険者になった場合の被扶養者認定の要件を厳しくしているところもあるので、ひきつづき扶養と認められるかどうか事前に確認が必要。
- ▼ 手続きは、それまで加入していた協会けんぽや健保組合に自分で申し出る。 退職日の翌日から20日以内に手続きを。
 - * 任意継続の手続きのポイント

いつまで?	退職の翌日から 20 日以内		
どこで?	協会けんぽの都道府県支部、または加入していた健		
2-6:	康保険組合		
	「健康保険任意継続被保険者 資格取得申出書」、被		
必要な書類は?	扶養者がいる場合は「健康保険被扶養者届」(住民		
	票、課税証明など)		

(2) 国民健康保険に切り替える

- ▼ 国民健康保険の手続きは市区町村の国民健康保険の窓口で行う。会社の健康保険から 抜けた証明書(事業所が発行する資格喪失証書または離職票等)が必要。
- ▼ 保険料は世帯単位の収入所得と世帯人数で計算される 「医療保険分」+「介護保険分」+「支援分」の合計額 それぞれ「所得割額」と「均等割額」からなる 「所得割額」は前年度所得に保険料率をかけて算出する 「均等割額」は同居家族の数にかけて算出する

例)所得割額 \rightarrow 医療分 7% + 介護分 2% + 後期分 2% = **合計 11\%** 均等割額 \rightarrow 4.5 万円 + 1.5 万円 1.5 万円 **e 合計 7.5 万**

前年収入が 450 万円で所得 270 万円 → 270 万円 × 0.11% = 30 万円 均等割が単身だと 7.5 万円 所得割 30 万と合計 = 37.5 万円(月 3 万円強) 二人家族だと 15 万円 " = 45 万円(月 3.8 万円) 四人家族だと 30 万円 " = 60 万円(月 5 万円)

ちなみに、任意継続だと家族の数にかかわらず<u>年額 40 万円(月 3.4 万)</u> 再雇用で給与 6 割程度になれば、健康保険は<u>年額 18 万円(月 1.2 万)</u> ただし、厚生年金保険料も 年額 22 万円(月 2.2 万円)

任意継続との保険料の比較をしたい時には必ず市区町村で試算してもらう。 健康保険との一番の違いは「被扶養者」の概念がないこと

- ▼ さらに国保の「広域化」のもと、公費繰入をむりやり削減する政策がとられているために国保 の保険料が連続値上げされていることも比較のポイント。自治体によっても変わる。
- ▼ 解雇や病気での退職、低所得の場合には保険料の軽減措置がある。子育て支援としての 均等割減免や出産前後の国保料免除なども

* 国民健康保険加入手続きのポイント

いつまで?	退職の翌日から14日以内
どこで?	住所地の市区町村の役所
必要な書類は?	各市区町村で定められている届出書 健康保険資格喪失証明書 印かん、マイナンバーカード

(3) 配偶者や子などの被扶養者になる

- ▼ 配偶者や子などの3親等以内の親族の扶養家族になる場合。「主として健康保険の被保 険者によって生計を維持されている」、「同一の世帯に属している」等の条件がある。
 - ・ <u>年収が 180 万円未満(60 歳未満は 130 万円未満)</u>、かつ、健康保険被保険者の年収の2分の1未満であること。この場合の年収とは、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のこと
 - ・基本的には、<u>給与収入、事業収入、株式配当、遺族・障害年金、失業手当、</u> 傷病手当金など恒常的な収入すべてが対象となる点に注意。
 - ・ 別居の場合は、被保険者からの仕送り額が年収を上回っていることが条件
 - ・ 退職後、雇用保険を受給していないこと。ただし、基本手当日額が 5000 円未満(60 歳未満は 3611 円未満)の受給の場合を除く。
 - ・ 健康保険組合によっては被扶養者認定の取扱いが異なる場合があり、確認が必要

(4) 再就職先の健康保険に加入する

- ▼ 健康保険に加入することのメリット
 - 国保加入よりも保険料が安くなる可能性が高い(会社負担の存在)
 - 健康保険の傷病手当金が使うことができること
 - → 傷病手当金の支給期間が通算化されたこと (2022 年 1 月~)
 - 厚生年金にも入ることで年金の受給額を増やすことが出来る

- ▼ 健康保険に加入することのデメリット
 - 家族の扶養に入ることと比較すると保険料負担が生じる
 - 厚生年金の保険料負担が生じる
 - 給与が高いと年金が支給停止されることがある

(5) 困ったときの相談先

- ・ <u>任意継続被保険者</u>になるかどうかの相談・手続きは現在の職場を通じて、<u>現在の協会けんぽや</u> 健康保険組合に
- 国民健康保険や後期高齢者医療保険制度についてはお住まいの市町村の担当課に
- 家族の扶養に入れるかどうかは家族の会社の協会けんぽや健康保険組合などに確認を

《税金、確定申告について》

- (1) 年金には税金がかかりますか?
 - (2) 退職後は確定申告が必要ですか?
 - (3) 退職金にかかる税金の計算方法は?
 - (4) 退職後の住民税の支払いはどうなりますか?
 - (5) 困ったときの相談先

(1) 年金には税金がかかりますか?

- ▼ 老齢年金は雑所得として所得税がかかります(障害年金、遺族年金は非課税)。 2, 4, 6, 8, 10、12 月の年金支払月ごとに所得税が源泉徴収されます。
- ▼ 65 歳未満で年額 108 万円未満、65 歳上では年額 158 万円未満だと非課税。

年金にかかる所得税の計算方法

(年金支給額-社会保険料-公的年金等控除(★)-各種所得控除)×税率 5.105% ★公的年金等控除額は 65 歳未満は 60 万円、65 歳以上は 110 万円 基礎控除が 48 万円 配偶者控除が 38 万円(70 歳以上は 48 万円)など

▼ 「扶養親族等申告書」について

- 9月下旬~10月上旬に日本年金機構から郵送(課税対象となる年金受給者に限る)
- ・ ①控除対象となる配偶者や親族がいる場合、②本人が障害者や寡婦(寡夫)に該当する場合は、申告書を提出することではじめて配偶者控除(39 万円や 48 万)や障害者控除(27 万や42 万)、寡婦控除(27 万)が引かれて税金が計算されるので、該当する人は必ず返送をして下さい(ただし返送をしなくても確定申告すれば払い過ぎた税金は還付されます)。

配偶者がいない方、障害者ではない方などは申告書の提出は不要です。

(2) 退職後は確定申告が必要ですか?

- ▼ そもそも確定申告とは → 原則は「申告納税制度」
 - その年の所得にかかる税金を計算、申告し、納税するもの。翌年3月中旬が期限。
 - ・ 会社員の場合は、毎月の給与から概算の税金を天引きしているので、「<u>年末調整</u>」で 11 月から 12 月にかけて生命保険料や社会保険料控除などを反映させて正しい所得税額を計算して 12 月の給与支払いで過不足を調整する。そのため会社員は確定申告が基本的に不要。
 - ・ 退職後は原則、確定申告が必要となる。
- ▼ 確定申告が必要な年金受給者
 - ・ 400 万円以上の年金収入がある人
 - ・ 年金の他に会社から年額で 75 万円以上の給与など 20 万円超の所得がある人
 - * 会社で年末調整を受ける場合もそれと別に年金での確定申告は必要
- ▼ 義務はなくても、払い過ぎた税金が還付される人は積極的に確定申告しましょう
 - ・「扶養控除申告書」の未提出で年金からの源泉徴収の所得税を払いすぎている人
 - ・ 源泉徴収で控除を受けなかった生命保険料控除や社会保険料控除を受ける人
 - ・ 多額の医療費を支払った人は医療費控除を活用できます
 - ・ 年末調整を受けずに退職をして、そのまま再就職しない人、など
- ▼ 確定申告はむずかしくない。
 - 国税庁の「確定申告書等作成コーナー」で誰でも作れる。
 - ・ ネットで電子申告(e-tax)が可能、また、印刷して郵送での提出も



- ▼ 源泉徴収票や各種控除証明書は忘れずに用意を
 - ・ 年金を受給している人には、**毎年1月下旬**に年金支払機関から年金の<u>源泉徴収票</u>が 送付される。確定申告で必要になるので必ず大切に保管を。
 - ・ 社会保険料控除では、国民年金保険料の控除証明書は必要。国保、介護保険料は不要。

(3) 退職金にかかる税金の計算方法は?

- ▼ 退職金は「分離課税」として給与などと区別して**所得税・住民税**が課税される
 - ▽ 退職所得金額を求める

退職所得金額 =(退職金収入—退職所得控除額)×1/2

退職所得控除額の計算の表

勤続年数(=A)	退職所得控除額		
20 年以下	40 万円 ×A (80 万円に満たない場合には、80 万円)		
20 年超	800万円+70万円× (A-20年)		

⁽注) 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、 100万円を加えた金額となります。

▽ 所得税額は速算表にあてはめて計算する

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	9万7500円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	42万 7500円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	63万6000円
900 万円を超え 1800 万円以下	33%	153万 6000円
1800 万円超	40%	279万 6000円

⁽注) 例えば「課税される所得金額」が700万円の場合には、求める税率は次のようになります。 700万円×0.23-63万6000円=97万4000円

- ▽ 住民税は退職所得金額に一律 10%をかけて算出する。
- ▼ 「<u>退職所得の受給に関する申告書」</u>を提出すれば、退職金が支払われる時に以上の計算式で 計算された所得税と住民税が源泉徴収されます。提出しないと退職金の 20%の所得税が源泉 徴収されます。

< 計算例 >

"勤続 30 年 退職金 2,000 万円"とすると…

▽ 退職所得金額は [2,000 万-{800 万+70 万×(30 年-20 年)}]×1/2=250 万円

▽ 所得税は 250万円×10% - 97,500円 =152,500円

▽ 住民税は 250 万円×10% = 25 万円

(4) 退職後の住民税の支払いはどうなりますか?

- ・ 住民税の決まり方
 - "6月から翌年5月"までが1サイクル。その前年の所得で計算する。
 - → 例) 令和 6 年 6 月~7 年 5 月までの住民税が 5 年 1 月~12 月の所得で決定 所得に対しての 10%の税率+均等割(1 人 5,000 円)
 - * 今年度はいわゆる「定額減税」で 1 万円の減税に
- 退職時と退職後の住民税は要注意
 - 3月末退職の場合はその年の5月分までの住民税が最後の給料からまとめて天引き
 - * 1~5月までの退職 → 5月分までの住民税が天引き
 - * 6月~12月の退職 → 退職月までの保険料の天引き(普通徴収) 翌年5月分までを一括して天引き(特別徴収)

退職後の住民税は前年度=退職前の給与所得を元に計算されるのでかなり高額に!

- 例) 令和7年3月末退職
 - → 退職時に令和7年5月分までの住民税が天引き R5年の所得を基に計算した住民税 R7年6月~R8年5月までの住民税はR6年1月~12月の所得 を基に計算した住民税なので高額に R8年6月以降にはじめて退職後の所得が反映される

(5) 困ったときの相談先

- 所得税や確定申告などについては、各地の税務署でお問い合わせください。
- ・ 確定申告に必要なもので日本年金機構から届くもの、扶養控除申告書や源泉徴収票などについては年金事務所や相談センター、ねんきんダイヤルなどにお問い合わせください。書類を紛失してしまった場合などには再交付を依頼する。
- ・ 住民税については在職中は会社の総務などですが、退職後はお住まいの市区町村の住民税を扱う課の窓口。

《 今までの話のまとめ 》

▼ 年金の手続きで大事なことは?

- * 何歳からもらえるのか、金額はどれくらいか事前に「ねんきん定期便」などで確認を。 年金事務所であれば繰り上げや繰り下げ、働き方など詳細な相談が可能。
- * 特別支給老齢厚生年金の請求書は誕生月の3ヶ月前に郵送で届く。誕生日以降で最寄りの年金事務所などに提出を。65歳時は請求ハガキをポストに投函するだけ。
- * 退職や再雇用で厚生年金・健康保険の資格喪失すると、扶養家族の保険料が増える可能性があるので注意を。
- * 厚生年金は70歳まで加入可能。その分年金を増やすことが可能。

▼ 雇用保険の手続きで大事なことは?

- * 基本手当を受給できるのは原則、離職後の一年間だけなので、<u>はやめに求職の申し込み</u>を。 受給期間の延長をする時は手続きが必要。
- * 基本手当を受給するための求職の申し込みをすると、2 ヶ月間の給付制限期間を含めて老齢厚生年金が停止になることに注意を。
- * 65 歳後に離職した場合は高年齢求職者給付金(一時金)が何度でももらえるので条件があれば積極的に活用を。

▼ 健康保険の手続きで大事なことは?

- * 資格喪失の手続きは会社がやるが、その後の加入の手続きは本人がやる。健康保険の切れ目ができないように注意を。
- * 会社の健康保険をぬけて国保になると、それまで扶養に入っていた家族の保険料が新しくかかってくるようになるので注意を。必要であれば市役所で国保の保険料の見込額を出してもらって比較検討を。
- * 任意継続の場合でも家族を扶養にひきつづき入れるためには条件や提出書類を事前に確認を。家族の扶養に入る場合も条件や必要書類などを事前に確認を。

▼ 今後の手続き準備 チェック項目

		年金	雇用保険	健康保険
用意する書類	自分で準備	○年金手帳 ○老齢厚生年金の請求書 (受給開始年齢の3ヶ月前に郵 送されてくる) ○戸籍謄本、雇用保険被保険者証	〇雇用保険被保険者証 〇住民票又は運転免許証 〇写真(3×2.5cm)	〇健康保険被保険者証 (退職時に返却)
	会社から	(〇年金手帳)	(○雇用保険被保険者証) ○離職票—1 ○離職票—2 ○「受給者のしおり」	〇退職証明書 (国民健康保険への変更のため)
調べておく		○年金の加入履歴の確認○不明の年金期間調査○年金の見込額○配偶者の年金の状況	○基本手当の受給見込額 (年金額と比較する)	〇退職後の医療制度を決める 任意継続の保険料・国民健康 保険の保険料などの試算など

長時間、お疲れさまでした